

養育費を決める際には、以下の手続きや事項を考慮することが重要です。

養育費を決めるための手続きには、

① 当事者同士で話し合う

両親が直接話し合い、合意できれば迅速に養育費を取り決めることができます。

② 養育費請求調停・離婚調停で話し合う

調停委員の仲介で合意を目指します。

③ 家庭裁判所が審判で決定する

調停が不成立な場合、審判手続きで適切な養育費の金額を決定します。

◆ 取り決めるべき事項

1 か月当たりの金額▶ 養育費は月額払いで、裁判所の「養育費算定表」を参考に決めます。

支払い期間▶ 子どもの状況や将来の希望を考慮して定めましょう。

支払い方法・支払い時期▶ 預貯金口座への振り込みが一般的です。

特別費用の取り扱い▶ 進学費用や習い事などの特別費用についても決めておきましょう。

◆ 注意点

▶ **増額・減額可能**：離婚後に養育費を変更できます。

▶ **一括支払いに注意**：養育費は原則、分割払いが基本ですが、養育費を支払う相手が同意さえすれば、一括で受け取ることも可能です。

が、**贈与税**を考慮しましょう。受け取る養育費が高額になるほど税率は高くなり、受け取れる養育費の減額幅は大きくなります。

▶**過去請求可能**：養育費を過去にさかのぼって請求できることもあります。

▶養育費を取り決めたら、**公正証書**の作成を検討しましょう。

公正証書とは、法律の専門家である公証人が、公証役場という所で、本人たちの合意内容を確認して作成する文書です。公正証書は公証役場でも保管してもらえますので、書面を無くしてしまったなどという場合に、合意をなかったことにされる心配もありません。

長崎県では、養育費の取決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費を補助する「**長崎県養育費確保支援事業**」を行っています。詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/671839.html>

■ 支 援 情 報 —————

◆ 令和 6 年度長崎市パソコン講習 受講生募集

今年度の長崎市パソコン講習の受講生を募集いたします。

★ 受講に際しての必須事項 ★

(下記 1～4 を全て満たす必要がございます)

1) 長崎市に居住するひとり親家庭の母・父および寡婦、ひとり親家庭の子

2) 上記 1 を満たし、かつ長崎県ひとり親家庭等自立促進センターに登録して支援を希望する方。

※講習が始まるまでに、登録をお願いします。

3) 講習 10 回を全て受講できる方。

4) 講習終了後、下記 I もしくは II を受験される方。

(希望者は I と II 双方の受験も可能です)

I . 日商 PC 検定試験 BASIC 文書作成 【マイクロソフトワード】

II . 日商 PC 検定試験 BASIC データ活用【マイクロソフトエクセル】

★受講定員★

8 名 (参加希望者が多数の場合は、本会で調整のうえ決定します)

※託児あり (必要な方は申込時にお申し出ください)

★受講料★

無料 (ただしテキスト代・検定料金は自己負担となります)

テキスト代: 4,290 円 (Word:2,090 円 Excel:2,200 円)

検 定 料: 1 科目につき 4,400 円

★受講日時・回数★

日時: 月曜日～木曜日 10 時～20 時/金曜日 10 時～17 時

回数: 全 10 回 (1 回 60 分)

講習内容はマイクロソフトワード・マイクロソフトエクセルです。

★受講形式★

マンツーマン形式

※受講決定後、随時開始となります。

※初回受講日は、YELL ながさきで調整を行ないます。

2 回目以降のスケジュールは、受講者と講師との間で直接調整していただきます。

★ 講習会場 ★

フロンティアワークス

長崎県長崎市扇町 13-12 扇町ハイツ 101 号

講師：多田 長三郎氏

ご不明な点等ございましたら YELL ながさきまで
お問い合わせください。

お申し込みは 7 月 3 日から受付けております。

電話、LINE、申込フォームからお申込みください。

申込フォーム URL

https://docs.google.com/forms/d/1DLMJ_mfIucHHMWrFtkYEIpsZfxauXS02gyet0MAfvBg/edit

■ 7 月の予定 -----

◆ 「YELL ながさき定期法律相談」

7 月 17 日（水）13:00～16:00 《事前予約受付中》

担当は伊藤 岳弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

伊藤 岳弁護士

崎陽合同法律事務所ホームページ <https://www.kiyougoudou.com/>

※日程等が合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話相談も行なっております。

まずはお問合せください。

■ 編集後記 -----

◆ 「パソコンは使えますか？」と面接で聞かれたら

また、ホームページからも読む事が出来ます。

<https://www.yell-nagasaki.jp/tsuushin.html>

@LINEでも情報を発信しております。

ぜひご覧ください<(_ _)>

<https://lin.ee/w93RwIh>

@フェイスブックページでも情報発信しています。

あわせてご覧ください<(_ _)>

<https://www.facebook.com/yellnagasaki>

@長崎県子どもの貧困総合相談窓口（つなぐながさき）

電話番号：095-801-2442

Mali：kodomu-soudan@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan01.html>

LINE公式アカウント：<https://lin.ee/20fC3yL>

@長崎県にんしん SOS 相談窓口

電話番号：095-801-2443

Mali：n-sos@nagasaki-shi-boshikai.jp

ホームページ：<https://www.yell-nagasaki.jp/soudan02.html>

LINE公式アカウント：<https://lin.ee/9DrMm7E>

※今後、本メールマガジンが不要な方は、ご面倒ですが、

下記アドレスまでメールを送信ください<(_ _)>

yell@nagasaki-shi-boshikai.jp

【件名】メルマガ配信解除

【本文】①名前 ②フリガナ

////////////////////////////////////

【発行元】

